

平成 30 年度第 1 回佐渡市都市計画審議会次第

平成 30 年 10 月 9 日(火) 10 : 00～
佐渡市役所本庁舎 3 階 大会議室

- 1 開会
- 2 市長挨拶
- 3 委員の紹介
- 4 議題
 - ・佐渡都市計画臨港地区の決定について（佐渡市決定）
- 5 その他

佐渡都市計画臨港地区の決定（佐渡市決定）

都市計画二見港臨港地区を次のように決定する。

名称	面積	備考
二見港 臨港地区	約 10.7ha	1 分区ごとの面積 商港区 約 4.8ha 修景厚生港区 約 1.0ha 工業港区 約 3.5ha 漁港区 約 1.4ha 2 分区の規制の内容を定める条例名 「新潟県が管理する港湾の臨港地区 内の分区において規制される構築物 の指定に関する条例」 3 分区ごとの規制の内容 別紙条例を参照

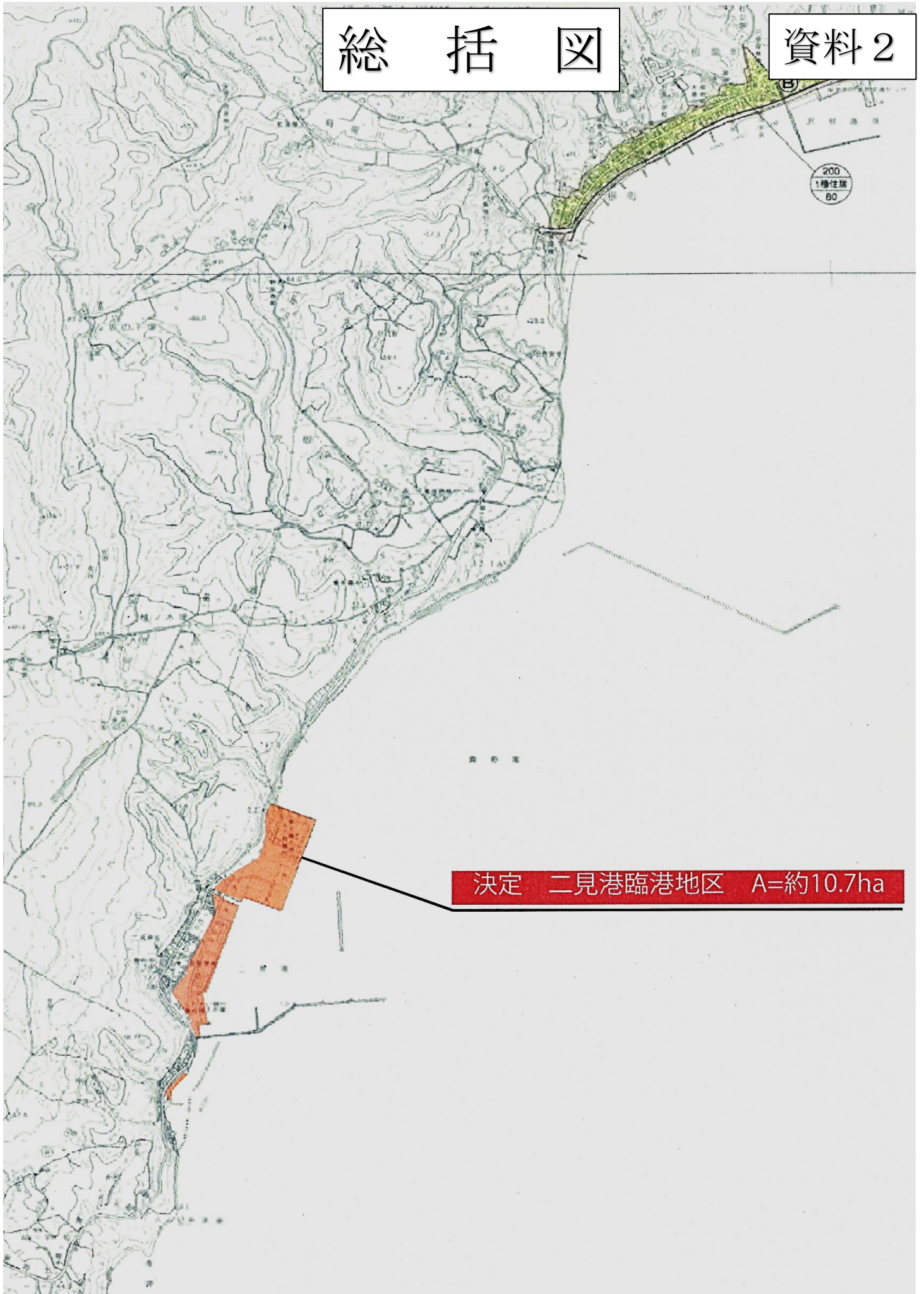
「位置及び区域は計画図表示のとおり」

指定理由

佐渡都市計画臨港地区決定理由書のとおり。

総括図

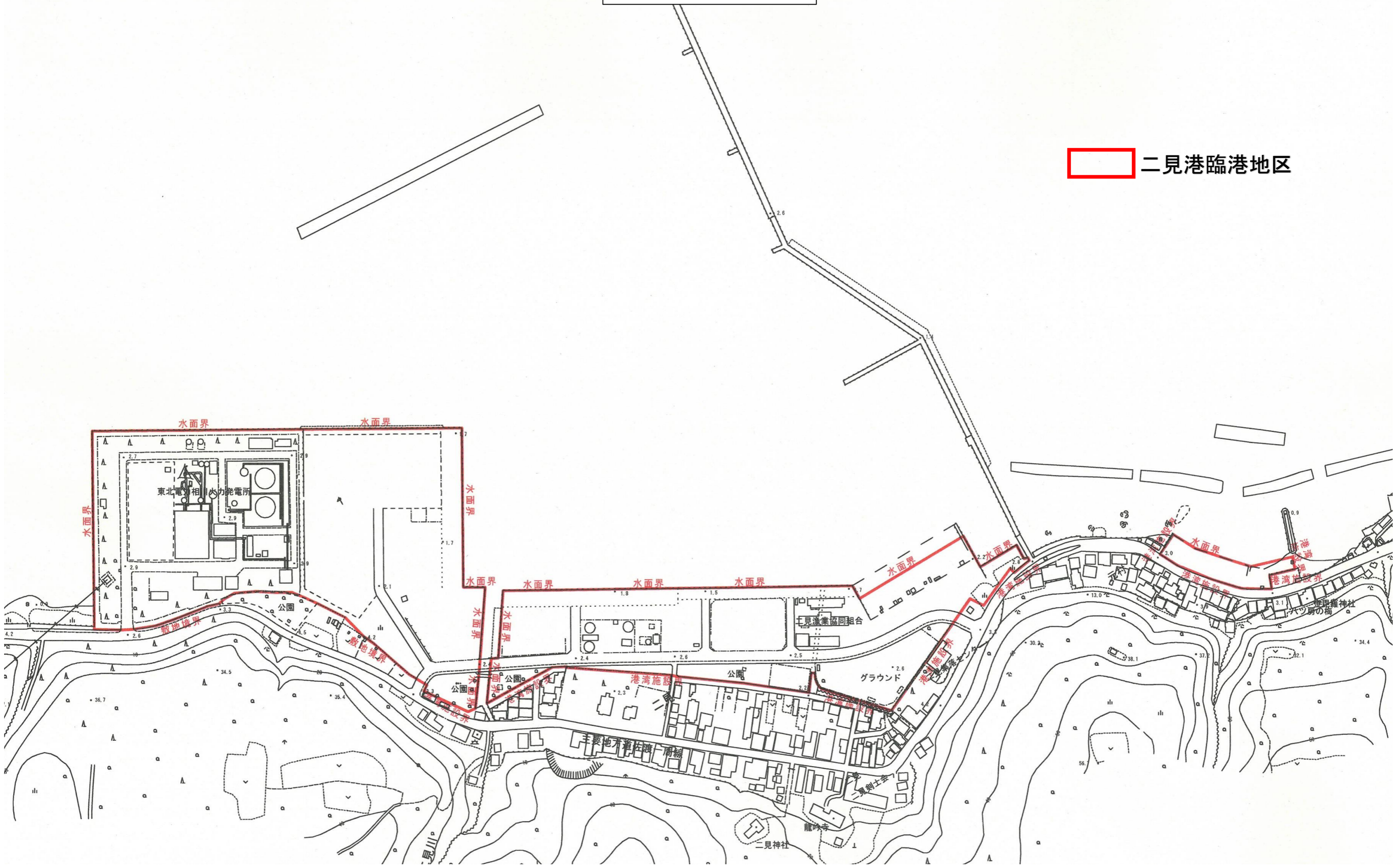
資料 2



決定 二見港臨港地区 A=約10.7ha

計画図

二見港臨港地区



【様式－28 経緯の概要】

佐渡都市計画臨港地区の決定

事 項	時 期	備 考
説明会	平成 30 年 3 月 20 日	
公聴会	—	公述の申出が無かつたため中止
意見照会	平成 30 年 4 月 9 日	
意見照会回答	平成 30 年 6 月 4 日	
都市計画案の縦覧	平成 30 年 6 月 1 8 日 ～ 7 月 2 日	
佐渡市都市計画審議会	平成 30 年 1 0 月 9 日	
新潟県知事への協議	平成 30 年 1 0 月上旬 (予定)	
新潟県知事協議回答	平成 30 年 1 0 月中旬 (予定)	
決定告示	平成 30 年 1 0 月下旬 (予定)	

二見港臨港地区の決定案及び 分区の指定案について

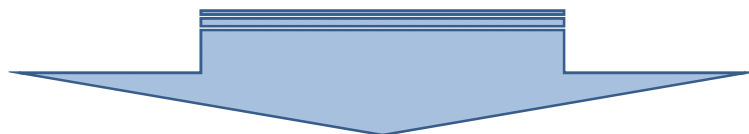
資料5



平成26年11月撮影

臨港地区とは

- ・都市計画法第8条の規定により定められた地区
- ・港湾法第38条の規定により港湾管理者が定めた地区（都市計画区域外のみ）



港湾の機能を発揮するために、港湾の背後地の土地利用と調整を図るための制度。

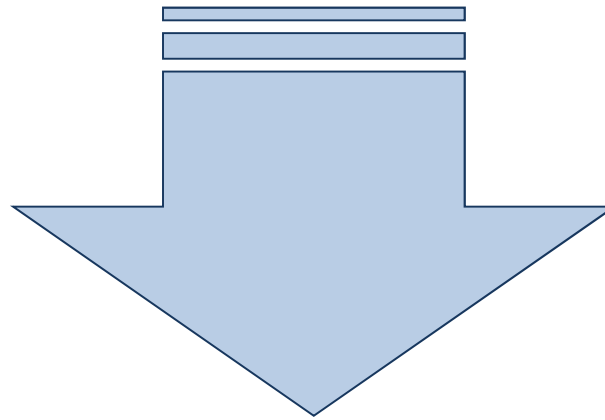
臨港地区に指定されると……

- ・別途指定される分区により一部の建築物等が規制されます。
- ・工場の新増設等一定の行為において届出が必要となります。

※今回の区域案で現況の建物で規制の対象となるものではありません。

二見港臨港地区決定の必要性

- ・これまで、臨港地区は決定されてませんでした。
- ・しかし、すでに二見港の整備は完了しており、港湾としての機能を適切に発揮しています。



今回、現況を踏まえた臨港地区の決定及び分区の指定を行って、適切な土地利用を維持を図ります。

分区とは

分区とは

- ・臨港地区内において、土地利用の目的に応じた分区を設定することができます。(港湾法第39条)
- ・分区内では土地利用の目的を著しく阻害する建築物等を条例により規制することができます。(港湾法第40条)

港区の種類	目的
商港区	旅客または一般の貨物を取り扱わせることを目的とする区域
特殊物資港区	石炭、鉱石その他大量ばら積を通例とする物資を取り扱わせることを目的とする区域
工業港区	工場その他工業用施設を設置させることを目的とする区域
漁港区	水産物を取り扱わせ、又は漁船の出漁の準備を行わせることを目的とする区域
保安港区	爆発物その他の危険物を取り扱わせることを目的とする港区
マリーナ港区	スポーツまたはレクリエーションのように供するヨット、モーターボートその他の船舶の利便に供することを目的とした港区
修景厚生港区	景観を整備するとともに、港湾関係者の厚生を増進を図ることを目的とする港区

分区による構築物の規制

構築物		分区						
		商港区	特殊物資港区	工業港区	漁港区	保安港区	マリーナ港区	修景厚生港区
港湾法第2条第5項に基づく港湾施設								
第2号	外郭施設	○	○	○	○	○	○	○
第3号	係留施設	○	○	○	○	○	○	○
第4号	臨港交通施設（道路、駐車場等）	○	○	○	○	○	○	○
第5号	航行補助施設（航路標識、照明施設等）	○	○	○	○	○	○	○
第6号	荷さばき施設（固定式荷役機械、上屋等）	○	○	○	—	○	—	—
第7号	旅客施設（手荷物取扱所、待合所等）	○	—	—	—	—	○	—
第8号	保管施設（倉庫、野積場、貯木場等）	△	○	○	—	—	○	—
第8号の2	船舶役務施設（給水施設、給油施設等）	○	○	○	○	○	○	○
第9号	港湾公害防止施設（緩衝地帯等）	○	○	○	○	○	○	○
第9号の2	廃棄物処理施設（廃棄物埋立護岸等）	○	○	○	○	○	△	△
第9号の3	港湾環境整備施設（海浜、緑地等）	○	○	○	○	○	○	○
第10号	港湾厚生施設（休泊所、診療所等）	○	○	○	○	○	○	○
第10号の2	港湾管理施設（港湾管理事務所等）	○	○	○	○	○	○	○
第11号	港湾施設用地（前各号の施設の敷地）	—	—	—	—	—	—	—
第12号	移動式施設（移動式荷役機械等）	○	○	○	—	—	—	—
第13号	港湾役務提供用移動施設 （第8号の2及び第9号の2に使用する船舶、車両）	—	—	—	—	—	—	—
第14号	港湾管理用移動施設（清掃船、通船等）	—	—	—	—	—	—	—

※商港区の△は、第8号の保管施設から危険物置場及び貯油施設を除く

※マリーナ工区、修景厚生港区の△は第9号の2の廃棄物処理施設において当該港区において発生する廃棄物を処理するための施設に限る。

分区による構築物の規制

構築物	分区						
	商港区	特殊物資港区	工業港区	漁港区	保安港区	マリーナ港区	修景厚生港区
その他条例で定めている施設							
海上運送事業、港湾運送事業、倉庫業、道路運送事業、貨物運送取扱事業、金融業、保険業及び貿易関連業の用に供する施設	○	△	-	-	-	-	-
上記施設に従事する者のための休憩所、診療所その他福利厚生施設	○	-	-	-	-	-	-
原料又は製品の一部の輸送を海上運送又は港湾運送に依存する工業用施設、また、工業施設に従事する者のための休憩所や診療所その他福利厚生施設	-	-	○	-	-	-	-
漁船の造船施設、水産物の処理、保管施設、製氷工場、冷凍工場、水産加工工場、漁具の補修又は保管施設、漁業会社や漁業組合その他の漁業関係団体及び漁業関係者の事務所、漁船乗組員及び漁業関係従事者の休憩所や診療所その他の福利厚生施設	-	-	-	○	-	-	-
危険物置場、危険物倉庫、貯油施設、消火施設その他危険防止施設、給油業者及び危険物を取り扱う業者の事務所	-	-	-	-	○	-	-
「レクリエーション用船舶（ヨット、モーターボートなど）のための用具庫、倉庫、レクリエーション用船舶の利用者のための集会所及びクラブ事務所	-	-	-	-	-	○	-
博物館、水族館、展示場及び展望施設	-	-	-	-	-	-	○
港湾関係者のためのスポーツ・レクリエーション施設その他の福利厚生施設	-	-	-	-	-	-	○
港湾関係官公署	○	○	○	○	○	○	○
港湾関係者及び港湾利用者のための商店及び飲食店（風俗営業の用に供するものは、除く）	○	-	○	○	-	○	○

※ 商港区の△は、第8号の保管施設から危険物置場及び貯油施設を除く。

※ 特殊物資港区の△は、①の施設から金融業、保険業及び貿易関連業を除く。

※ マリーナ港区、修景厚生港区の△は、第9号の2の廃棄物処理施設において当該港区において発生する廃棄物を処理するための施設に限る。

二見港臨港地区及び分区の決定(案)

二見港臨港地区

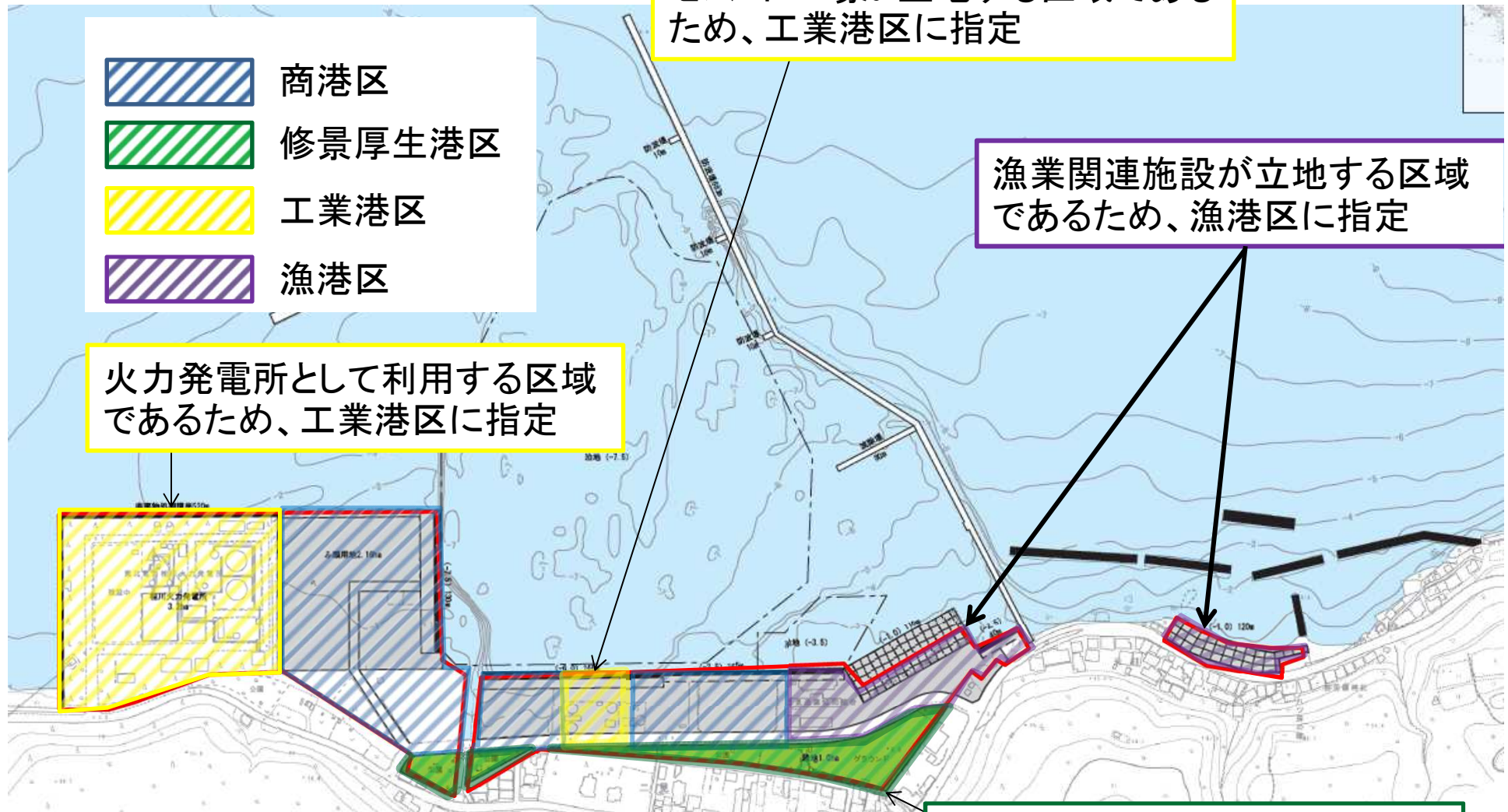
- 商港区
- 修景厚生港区
- 工業港区
- 漁港区

セメント工場が立地する区域であるため、工業港区に指定

漁業関連施設が立地する区域であるため、漁港区に指定

火力発電所として利用する区域であるため、工業港区に指定

緑地利用する区域であるため、修景厚生港区に指定



二見港臨港地区及び分区の決定(案)



商港区



修景厚生港区



工業港区



漁港区



二見港臨港地区

